

熊本市校区青少年健全育成協議会運営費補助金交付要綱

制定	平成21年	7月	1日
改正	平成21年	7月	1日 青少年育成課長決裁
	平成22年	8月20日	青少年育成課長決裁
	平成22年12月	1日	子ども未来局長決裁
	平成24年	3月29日	子ども未来局長決裁
	平成28年	3月25日	健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	2月23日	市民局長決裁
	令和2年	4月	1日 生涯学習課長決裁
	令和4年	2月24日	文化市民局長決裁
	令和7年	3月27日	市長決裁

(趣旨等)

第1条 この要綱は、地域総ぐるみによる青少年の健全な保護育成を図るため、校区青少年健全育成協議会の活動を促進するための校区青少年健全育成協議会運営費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金は、熊本市内の各小学校区の校区青少年健全育成協議会に対して交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、青少年の健全な保護育成に関する地域活動運営経費のうち、別表に定める経費であって、規則第5条の規定による交付決定があった年度中に生じたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、校区内の世帯数（補助金の交付申請をした年の前年10月1日時点における住民基本台帳に基づいて算出した世帯数をいう。次項において同じ。）に応じて定める金額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い方の額とする。

2 校区内の世帯数に応じて定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 2,500世帯未満 年額56,000円
- (2) 2,500世帯以上4,500世帯未満 年額61,000円
- (3) 4,500世帯以上 年額66,000円

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（別記様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書
- (4) 役員名簿
- (5) 会則又は規約
- (6) その他市長が必要と認める事項

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、規則第11条の規定による。

2 前項の規定に基づく概算交付の申請は、当該補助金の交付申請と同時に、又は当該補助金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、規則第5条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

(補助金の交付を受けた団体に対して依頼すべき事項)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた団体に対し、補助金を活用している旨を補助事業の実施に際して作成す

るホームページ、ポスター、チラシ、パンフレットその他の資料に明記するよう求めるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他市長が必要と認める事項
(オンラインによる申請等の手続)

第9条 この補助金に関し申請団体が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。）で行うことができることとする。

- (1) 補助金の交付申請及び概算交付申請
- (2) 実績報告
- (3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請団体は、電子申請システム（オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請団体の本人確認は、あらかじめ補助対象団体に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請団体の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 補助金の交付決定及び概算交付決定
- (2) 補助金の額の確定
- (3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請団体が受領しようとする場合における申請団体の本人確認について準用する。

(書類の保存依頼)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体に対し、補助金に係る収支の事実を証する書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象に係る事業が完了した日の属する会計年度が終了した日から5年間保存するよう求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

2 旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の区域において結成される校区青少年健全育成協議会に係る第5条の規定の適用については、当該校区青少年健全育成協議会が初めて補助金を申請する年度に限り、同条中「4月末日までに次の」とあるのは、「次の」とする。

3 鹿本郡植木町の編入の日前の同町大字大和の区域（以下「大和地区」という。）を範囲として結成される青少年健全育成協議会（以下「大和地区青少年健全育成協議会」という。）は、第2条の校区青少年健全育成協議会とする。この場合において第4条第1項に「校区」とあるのは「大和地区」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、平成22年8月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(松尾3校区と小島小学校の統合に伴う名称変更)

- 2 松尾地区青少年健全育成協議会（旧松尾東小学校区、旧松尾西小学校区及び旧松尾北小学校区が集合して結成された校区青少年健全育成協議会という。）は、第2条の校区青少年健全育成協議会とする。この場合において第4条第1項に「校区」とあるのは「松尾地区（旧松尾東小学校区、旧松尾西小学校区及び旧松尾北小学校区をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(熊本市校区青少年健全育成協議会運営費補助金に係る補助対象経費に関する運用基準の廃止)

- 2 熊本市校区青少年健全育成協議会運営費補助金に係る補助対象経費に関する運用基準（令和3年4月1日生涯学習課長決裁）は、廃止する。

(期間)

- 3 この要綱の施行後3年（令和10年3月31日）を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

会議費	会議開催に係る書類作成費や会場使用料及び冷暖房料、機材借料など。ただし、会議開催に係る飲食代、会員相互の親睦や交流を目的とした会議（親睦会など）に要する経費は対象外とする。
事務費	コピー代や事務用品購入費など
印刷製本費	チラシ、パンフレット、報告書等の作成及び印刷費
交通費	会議開催場所等までに要する交通費、駐車場代
役務費	郵便料、電信電話料、行事保険料
視察研修費	役員研修会費や研修に係る旅費、費用弁償
謝礼金	外部講師や指導者に対する謝礼、謝金。ただし、役員手当、監査謝礼等は対象外とする。
事業費（活動費）	地域における青少年健全育成に向けた直接的な事業に係る経費（例：挨拶運動に係る費用、中学校地域交流推進事業に係る費用、どんどや等のイベント開催費用など）。ただし、役員や会員のみを対象とする飲食代は対象外とする（事業参加者に対する飲み物代のみは対象）。
負担金	青少年健全育成のため、他団体と合同で開催する事業に要する負担金。ただし、次の負担金は対象外とする。 ・活動への直接的な参加がない共催費（開催費用のみを出金する場合など） ・上部・下部団体等への会費、補助金、負担金等

様式

補助金交付申請書

令和 年（20 年） 月 日

熊本市長 大 西 一 史 （宛）

住 所 熊本市
申請者 名 称 校区青少年健全育成協議会
代表者 会長

熊本市校区青少年健全育成協議会運営費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
校区青少年健全育成事業運営費補助
- 2 補助事業の目的及び内容
青少年の健全育成にあたって、地域活動のもつ意義の重要性にかんがみ、広く地域住民の総意を集結して地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ること。
 - （1） 会議活動
 - （2） 広報・啓発活動
 - （3） その他、健全育成のための活動
- 3 補助対象事業費
金 円
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
金 円
- 5 確認事項（該当する場合、□の中に「✓」をつけてください。）
☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるものに該当しないことを宣誓します。
- 6 添付書類
 - （1） 事業計画書
 - （2） 予算書
 - （3） 役員名簿
 - （4） 会則又は規約
 - （5） その他市長が必要と認める事項